

第 180 号議案浜松市区の再編に関する住民投票条例の制定についてに対する
修正案

浜松市区の再編に関する住民投票条例の一部を次のように修正する。

原案	修正案
<p>(住民投票)</p> <p>第 2 条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。</p> <p>(1) 平成 33 年 1 月 1 日までの間において市長が示す時期に行う区の再編に対する賛否（以下「設問 1」という。）</p> <p>(2) 設問 1 で賛成する場合において、市長が示す区の再編の案に対する賛否（以下「設問 2」という。）</p> <p>2 市長は、<u>前項第 1 号</u>に規定する市長が示す時期及び同項第 2 号に規定する市長が示す区の再編の案を定めたときは、速やかにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(投票の方法)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 投票人は、投票所において、投票用紙の設問 1 の選択肢から一つを選択するとともに、当該選択肢において<u>賛成</u>を選択した場合にあっては、更に設問 2 の選択肢から一</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第 2 条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。</p> <p>(1) 平成 33 年 1 月 1 日までの間において市長が示す時期に行う<u>3 区案（天竜区、浜北区及びその他の 5 区を合区した区の 3 区に再編する案をいう。）</u>による区の再編に対する賛否（以下「設問 1」という。）</p> <p>(2) 設問 1 で反対する場合において、平成 33 年 1 月 1 日までの間において市長が示す時期に行う区の再編に対する賛否（以下「設問 2」という。）</p> <p>2 市長は、<u>前項各号</u>に規定する市長が示す時期を定めたときは、速やかにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(投票の方法)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 投票人は、投票所において、投票用紙の設問 1 の選択肢から一つを選択するとともに、当該選択肢において<u>反対</u>を選択した場合にあっては、更に設問 2 の選択肢から一</p>

つを選択し、それぞれ投票用紙の所定の欄に○の記号を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

(無効投票)

第11条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1)・(2) (略)

(3) 投票用紙の設問1の選択肢のうち反対に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢に対して○の記号を記載したもの

(4) 投票用紙の設問1の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの

(5) 投票用紙の設問1の選択肢のうち賛成に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの

(6)～(8) (略)

(情報の提供)

第13条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、第2条第1項第1号に規定する市長が示す時期及び同項第2号に規定する市長が示す区の再編の案に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めなければならない。

(投票運動)

第14条 (略)

つを選択し、それぞれ投票用紙の所定の欄に○の記号を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

(無効投票)

第11条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1)・(2) (略)

(3) 投票用紙の設問1の選択肢のうち賛成に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢に対して○の記号を記載したもの

(4) 投票用紙の設問1及び設問2の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの

(5) 投票用紙の設問1の選択肢のいずれにも○の記号を記載しない場合において、設問2の選択肢に対して○の記号を記載したもの

(6) 投票用紙の設問1の選択肢のうち反対に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの

(7)～(9) (略)

(情報の提供)

第13条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、第2条第1項各号に規定する市長が示す時期及び同項第1号に規定する3区案に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めなければならない。

(投票運動)

第14条 (略)

2 (略)

(住民投票の成立要件)

第15条 (略)

(投票結果の告示等)

第16条 (略)

(投票結果の尊重)

第17条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、同項の期間に、本市の区域内で行われる公職選挙法の規定による選挙（財産区の議会の議員の選挙を除く。）の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、第1項の投票運動をすることができない。ただし、当該選挙について同法の規定に違反し
ないで行われる選挙運動又は政治活動が、同項の投票運動にわたることを妨げるものではない。

(住民投票の成立要件)

第15条 (略)

2 前項の投票した者の総数には、第11条各号に掲げる無効事由に該当する投票をした者の数を含むものとする。

(投票結果の告示等)

第16条 (略)

2 住民投票が成立し、その結果が確定した場合に前項の規定により告示し、及び通知するときは、開票区ごとの投票結果、無効投票数及び白紙投票数（第11条第4号に掲げる無効事由に該当する無効投票数をいう。）を併せて示さなければならない。

(投票結果の尊重)

第17条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

備考 修正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式を次のように修正する。

別記様式（第10条関係）

	○をつける欄		<p>※設問1で「反対」の場合のみ記入</p> <p>【設問2】区の再編を平成33年1月1日までに 行うこと</p>		○をつける欄		<p>年月 日執行</p> <p>浜松市区の再編に関する住民投票 印</p> <p>○ 注意</p> <ul style="list-style-type: none"> あなたが良いと思う選択肢の上の○をつける欄に○をつけてください。 ○のほかは、何も書かないでください。 <p>【設問1】3区案（天竜区・浜北区・その他の5区）での 区の再編を平成33年1月1日までに 行うことについて</p>
反対	賛成	選択肢		反対	賛成	選択肢	

備考 修正箇所は、傍線が引かれた部分である。